

GIDWR 岐阜県感染症発生動向調査週報

2015 年第 17 週
(4/20~4/26)

Gifu Infectious Diseases Weekly Report 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

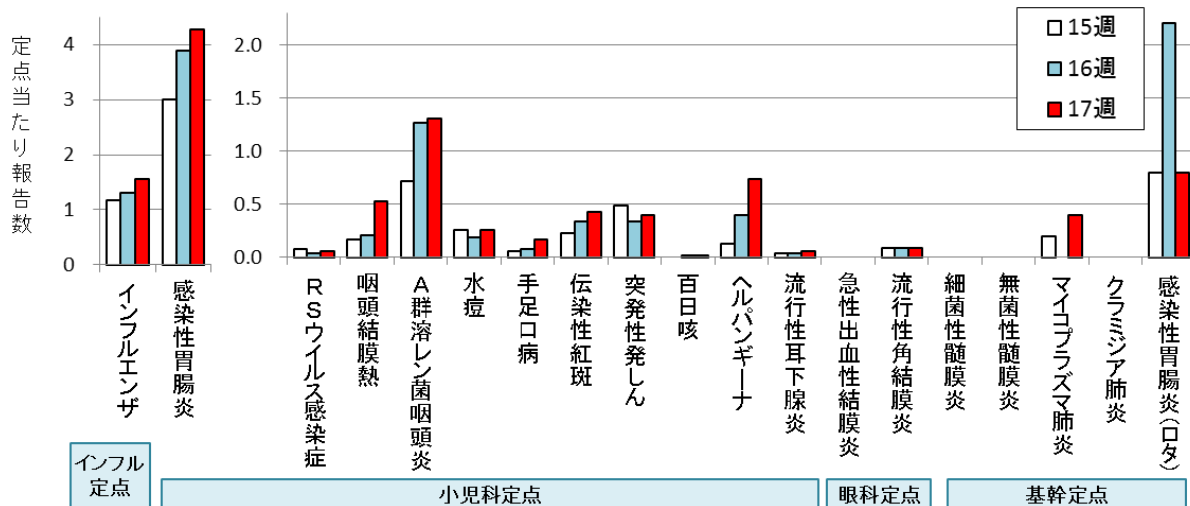
- ◇ インフルエンザが 2 週連続増加しています。ほとんどが B 型ウイルスによるもので、今週は関保健所管内で多く報告されています。
- ◇ 咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎が岐阜地区で増加しています。
- ◇ ヘルパンギーナが例年より早く増加しています。 →トピックス
- ◇ 伝染性紅斑が増加しています。 →トピックス

■ 定点把握対象疾患 (インフルエンザ 定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所)

● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

	疾患名	保健所 (定点当たり報告数)
警報レベル	なし	—
注意報レベル	なし	—

● 直近 3 週の比較



■ 全数把握対象疾患

● 今週届出分

- 1 類感染症：なし
- 2 類感染症：結核 5 例
- 3 類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 1 例 (O26)
- 4 類感染症：なし
- 5 類感染症：侵襲性肺炎球菌感染 1 例、播種性クリプトコックス症 1 例

● 2015 年累計

1 類感染症	なし		
2 類感染症	結核	114 例	
3 類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	2 例	腸チフス 1 例
4 類感染症	デング熱	3 例	レジオネラ症 7 例
5 類感染症	アメーバ赤痢	5 例	侵襲性髄膜炎菌感染症 3 例
	ウイルス性肝炎	1 例	侵襲性肺炎球菌感染症 21 例
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	4 例	水痘 (入院例) 2 例
	後天性免疫不全症候群	4 例	梅毒 2 例
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	4 例	播種性クリプトコックス症 1 例

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターの HP をご覧ください。

感染症発生動向調査週報 (IDWR) <http://www.nih.go.jp/niid/ja/idwr.html>

■トピックス

《ヘルパンギーナ》

◆ 例年より早く患者数が増加しています

ヘルパンギーナは例年 6 月頃から患者数が増加し始め 7 月にピークを迎えますが、今年はずでに患者数の増加がみられています。

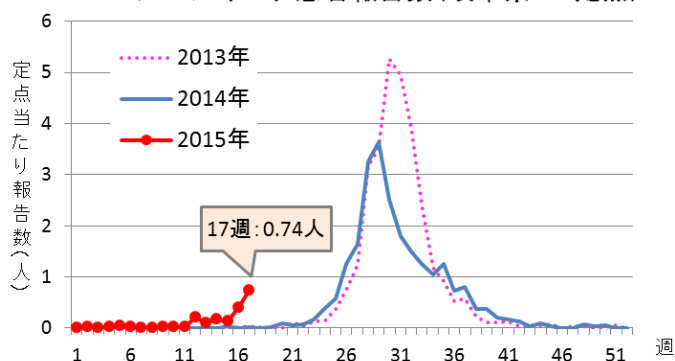
県内 53 の小児科定点医療機関からの患者報告数は、第 12 週 (3/16~22) から増加し始め、第 17 週は 39 例 (定点当たり 0.74 人) と、過去 10 年の同時期で最も多い数となっています。現在のところ岐阜地区の報告が多く、患者の年齢は 1~3 歳で多くなっています。今年はやい時期での流行が予想されますので、今後の動向に注意が必要です。

◆ 保育所などでは手洗いなどの予防対策を

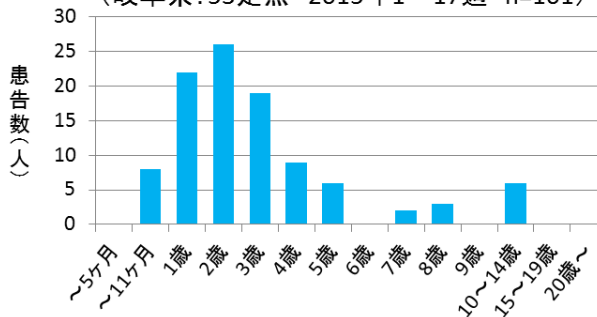
ヘルパンギーナの原因となるウイルスは、患者の鼻汁や便に排出され、飛沫感染や接触感染・糞口感染をおこします。

好発年齢の乳幼児が集まる保育所や幼稚園では、感染が拡大しやすいため注意が必要です。職員と児童がこまめに手洗いを行い、おむつなど汚物の処理を適切に行うなど、一般的な予防対策が重要です。

ヘルパンギーナ患者報告数(岐阜県:53定点)



ヘルパンギーナ 年齢群別患者報告数 (岐阜県:53定点 2015年1~17週 n=101)



★ヘルパンギーナとは

エンテロウイルスの感染による小児の夏かぜの代表的な疾患です。口内の水疱性発疹と発熱を特徴とし、一般的には予後良好とされています。

★感染症法における取扱い

ヘルパンギーナは、感染症法において 5 類感染症定点把握対象疾患に定められており、全国約 3,100 か所 (岐阜県 53 か所) の小児科定点から毎週報告がなされています。届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。

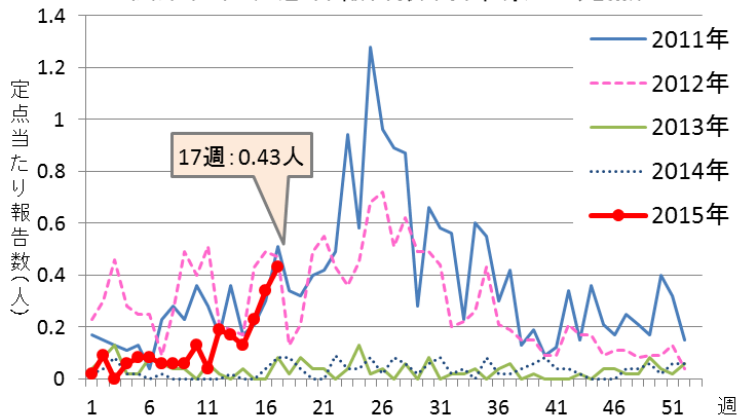
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/yaku-eisei-kansen/kansensho/hasseidoko/kansenshouh-ou-kijun.html> (保健医療課 HP)

《伝染性紅斑》

◆ 3 年ぶりに患者数の増加がみられています

伝染性紅斑の患者報告数は、第 12 週 (3/16~22) から増加がみられ、第 17 週は 23 人 (定点当たり 0.43 人) と、前回流行した 2011、2012 年の同時期とほぼ同レベルに達しています。特に岐阜保健所管内での患者増加が目立っています。これから夏季にかけてさらに増加することが予想

伝染性紅斑患者報告数(岐阜県:53定点)



されますので、今後の動向に注意が必要です。

伝染性紅斑の原因ウイルスは、患者の唾液や鼻水、たんなどに排出され、飛沫または接触感染により伝播します。ウイルスが排出され周囲への感染性があるのは紅斑や発疹が現れる前の潜伏期で、この時期にかぜ様の症状がみられることが多いとされています。紅斑や発疹が出現し伝染性紅斑と診断される時期にはウイルスの排出が終了し、感染力は消失しているため、感染予防対策が困難となる場合が多いですが、妊婦などは、流行時期にはかぜ様症状の人に近づくことを避けるなどの注意が必要です。

★伝染性紅斑とは

ヒトパルボウイルス B19 の感染による発疹性疾患で、両頬がリンゴのように赤くなることから「リンゴ病」とも呼ばれます。10～20 日の潜伏期間の後、両頬の紅い発疹に続き、腕・脚部にもレース様の発疹がみられます。成人では関節痛・関節炎を起こすことがあり、また妊婦が感染すると胎児水腫や流産を起こす場合があります。

★感染症法における取扱い

伝染性紅斑は、感染症法において 5 類感染症定点把握対象疾患に定められており、全国約 3,100 か所（岐阜県 53 か所）の小児科定点から毎週報告がなされています。届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/yaku-eisei-kansen/kansensho/hasseidoko/kansenshouh-ou-kijun.html>（保健医療課 HP）

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/kenko-fukushi/hokekan/kansensyo/>